

福訪協発第 35 号
令和 2 年 10 月 12 日

福岡県訪問看護ステーション連絡協議会
会 員 各 位

福岡県訪問看護ステーション連絡協議会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「令和 2 年度福岡県特定行為研修推進事業費補助金」の
周知について（情報提供）

今般、標記の件につきまして福岡県保健医療介護部医療指導課より、別添のとおり連絡がありました。

本補助金は、看護師が患者の全身状態を判断し実践できる能力の向上を図るべく、2015 年に創設された看護師の特定行為研修の修了者を増やすことを目的に研修の受講費用に対して補助を行うものです。

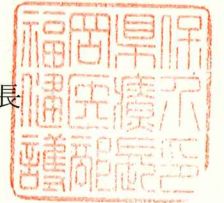
つきましては、貴事業所におかれましても本件についてご了解いただくとともに、本補助金をご活用いただきますようよろしくお願いいたします。

令和2年9月18日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県看護協会
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部
一般社団法人福岡県医療法人協会
公益社団法人福岡県介護老人保健施設協会
社会福祉法人福岡県社会福祉協議会
福岡県有床診療所協議会
福岡県訪問看護ステーション連絡協議会

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)



「令和2年度福岡県特定行為研修推進事業費補助金」のご案内

本県の保健医療介護行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記について、看護師の特定行為研修の修了者を増やすため、研修の受講費用に対して補助を行う「福岡県特定行為研修推進事業費補助金」を昨年度に引き続き本年度も実施します。
つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

記

1 通知内容

- ・「令和2年度福岡県特定行為研修推進事業費補助金」のご案内

【担当】

医療指導課医師・看護職員確保対策室
看護職員確保班

TEL 092-643-3276

FAX 092-643-3277

(公印省略)

2医指第1690号
令和2年9月24日

補助対象施設の管理者 殿

福岡県保健医療介護部医療指導課
医師・看護職員確保対策室長
(看護職員確保班)

「令和2年度福岡県特定行為研修推進事業費補助金」のご案内

標記について、看護師の特定行為研修の修了者を増やすため、研修の受講費用に対して施設へ補助を行う「福岡県特定行為研修推進事業費補助金」を昨年度に引き続き本年度も実施します。

つきましては、本年度の当補助金の交付を希望される場合は、下記連絡先宛てに、「施設名」「担当者名」「研修への職員派遣(予定)人数」「研修期間」をメールにて令和2年10月23日(金)までに、ご連絡ください。

ご連絡いただいた施設のご担当者様へ、具体的な手続きをご案内いたします。

当補助金の詳細につきましては、別添チラシをご参照ください。また、ご不明な点等ございましたら、下記連絡先宛てにメール又は電話にてお問合せください。補助希望が無い場合のご連絡は不要です。

なお、当補助金は厚生労働省の補助金事業を活用して実施するため、手続き開始時期は、厚生労働省の内示が通知された日以降からになりますことを申し添えます。

記

1 当補助金の概要

- ・補助対象 特定行為研修に職員を派遣する県内施設(医療機関、訪問看護ステーション、介護施設)
- ・対象経費 研修の入学料、受講料
- ・補助額 一人あたり基準額(700千円)と実支出額を比較して、低い額に補助率(1/2)を乗じた額

2 連絡先

医師・看護職員確保対策室 看護職員確保班(担当)伊藤

TEL: 092-643-3276(直通)

E-mail: ishikango@pref.fukuoka.lg.jp

令和2年度福岡県特定行為研修推進事業費補助金について

看護師の特定行為研修を受講しやすい環境を整備し、研修の受講を促進するため、研修の受講費用に対する補助金です。



福岡県では、看護師の特定行為研修を推進しています！

- ・ 補助対象 勤務する職員の特定行為研修の受講費用を負担する県内施設（医療機関、訪問看護ステーション、介護施設）
- ・ 対象経費 研修の入学料、受講料
- ・ 補助額 一人あたり、基準額（700千円）と実支出額を比較して、低い額に補助率（1/2）を乗じた額

○看護師の特定行為とは

特定行為研修を受講することで、医師・歯科医師があらかじめ作成した手順書により、速やかに患者への診療の補助が可能となる38の行為です。なお、介護職員等による喀痰吸引等の行為とは異なりますのでご注意ください。

○看護師の特定行為研修とは

厚生労働大臣が指定する指定研修機関が実施します。講義、演習または実習によって行われ、多くの指定研修機関が、講義、演習に「e-ラーニング」（通信による学習）を導入しています。

おおむね4か月～2年間で修了することができます。（指定研修機関や区分別科目によりますので、詳しくは、各指定研修機関の募集要項をご参照ください。）

○特定行為研修を受講するメリットとは

医師・歯科医師が患者にすぐ対応できない場合でも、あらかじめ作成された手順書により、特定行為研修を修了した看護師の手で処置を行うことができます。患者を待たせない速やかな対応が可能になるため、治療効率の向上や医師の負担軽減など、提供できる医療の質の向上が見込まれています。

○指定研修機関の情報、研修修了者の声について

「看護師の特定行為研修制度ポータルサイト」に掲載されていますので、ご参照ください。

（URL）<https://www.nurse.or.jp/nursing/education/tokuteikenshu/portal/index.html#>

○留意事項

- ・ 指定研修機関に所属する職員が受講した場合も、補助対象になります。
- ・ 県外の特定行為研修に職員を派遣した場合も、補助対象になります。
- ・ 交通費や宿泊費は補助対象経費になりません。
- ・ 令和2年度の補助対象となるのは、特定行為研修の修了日が令和3年3月31日までのものです。
- ・ 研修期間が2年間にわたる研修については、研修修了日の属する当該年度にまとめて交付申請してください。（研修期間が2年間であっても、1つの研修としてカウントします）

○お問い合わせ先

福岡県保健医療介護部医療指導課 医師・看護職員確保対策室

TEL：092-643-3276（直通）

E-mail：ishikango@pref.fukuoka.lg.jp

